

2019年度 九州大学フレンドシップ奨学金制度募集要項

1. 【趣旨等】

外国人留学生向けの奨学金事業は民間財団等を含め募集対象の中心が正規生及び研究生であることから、奨学金への応募機会が少ない本学への短期留学生およびダブルディグリープログラム学生を支援することを目的とする。

また、本学での短期留学等を通じて、将来的に本学へ正規生として留学する者が増加することを期待する。

2. 【申請資格・人数】

(1) 対象学生

奨学金の対象となる学生は、次のいずれにも該当する者とする。

- ① 海外の大学に学生として所属している者
- ② 学業成績が優秀で、経済的な援助を必要としている者
- ③ 学部または学府において「特別聴講学生」、「特別研究学生」または「ダブルディグリープログラム学生」のいずれかとして受け入れる者
- ④ 「特別聴講学生」または「特別研究学生」として受け入れる場合、将来的に本学へ正規生として入学することを検討している者
- ⑤ 申請時点において、当該部局で受け入れることが確定または受け入れる予定として手続きを進めている者
- ⑥ 本学との協定等がない大学からの留学の場合、授業料を納めることが可能な者
- ⑦ 本学との協定がある大学からの留学の場合、原則として交換留学生としての申請をしている者
- ⑧ 留学期間が3か月以上あり、留学ビザを取得して来日する者
※すでに本奨学金を受給しており、引き続き受給を希望する者も申請可能

(2) 人数

各期5名程度を採用する。(ただし、予算の範囲内とする。)

3. 【奨学金等の支給内容】

奨学生には、次のとおり「奨学金」および「渡航費」を支給する。

(1) 奨学金

該当月に16日以上本学に在籍していることを支給条件とする。また、在籍確認簿に署名を得ることにより、該当月の在籍が確認できた場合に奨学金を支給する。

支給月額：8万円

支給対象期間：第Ⅰ期・・・2019年4～9月（最大6ヶ月間）

第Ⅱ期・・・2019年10月～2020年3月（最大6ヶ月間）

(2) 渡航費

以下の金額を上限に実費を支給する。

- アジア地域（※）：上限5万円 ※外務省がアジアと定める国・地域
アジア地域以外：上限10万円

なお、内訳は以下のとおりとする。

(a)交通費

本人の所属する大学のある地から福岡までの通常経路による下級の往復交通費を支給する。ただし、航空賃及び外国での交通費については、領収書等支払いを証明するに足る書類の提出がない場合はこの限りではない。

(b)雑費

査証手数料及び入出国税並びに空港施設使用料の実費についてのみ支給する。ただし、領収書等支払いを証明するに足る書類の提出がない場合はこの限りではない。

4. 【提出書類】

- ① 申請書（様式1）
- ② 成績証明書（提出できる直近の1年分）
- ③ 推薦書（様式自由・A4用紙1枚・本学での指導予定教員が記入）

5. 【申請の流れ】

- (1) 申請学生本人が、九州大学で指導を受けたい教員を探す。**指導教員が決まってい****ない者は応募できない**ので、まずは指導教員を探すこと。

※参考：九州大学研究者情報

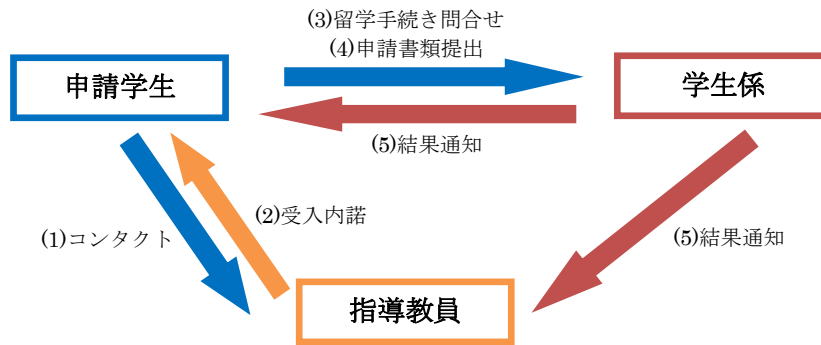
http://hyoka.ofc.kyushu-u.ac.jp/search/index_e.html

- (2) 当該教員にEメール等でコンタクトを取り、受入の内諾を得る。
- (3) 教員から受入の内諾を得たら、九州大学における留学希望先の学部または大学院の学生係（以下、学生係）へコンタクトを取り、留学手続きについて問い合わせる。

※参考：九州大学 学部・大学院等

<http://www.kyushu-u.ac.jp/en/faculty>

- (4) 申請学生本人が「4. 【提出書類】」を、学生係へ提出する。PDF等の電子データによる提出可。
- (5) 学生係から申請学生および受入指導教員へ、選考結果の通知を行う。



6. 【申請締切】

学生係における申請締切は、年2回に区分するものとし、各期において以下のとおりとする。なお、学生係以外に提出された申請書類は受理しないので注意すること。

第Ⅰ期（2019年4～9月受入）：2018年12月21日（金）

第Ⅱ期（2019年10月～2020年3月受入）：2019年5月31日（金）

7. 【留意事項】

- ・ 本学への留学手続きは、本奨学金の申請とは別に行う必要があります。申請学生は、教員の内諾を得たら、速やかに学生係に問い合わせてください。
- ・ 奨学金支給スケジュールの都合上、来日から奨学金の支給までに1ヶ月以上かかります。奨学生に採択されても、来日後すぐに奨学金を支給することができませんので注意してください。